

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

(意見募集期間：平成26年7月26日～同年8月25日)

【意見提出 15件】

No	意見提出者（順不同）	提出された意見（全文）	総務省の考え方
1	株式会社NTTドコモ	<p>意見公募対象である「電波法施行規則の一部を改正する省令案等」は、平成25年7月24日に情報通信審議会より答申された「第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の技術的条件）」に基づき、3.5GHz帯にLTE-Advancedを導入するための必要な制度整備を行うものであり適切と考えます。</p> <p>本規則改正が早期に施行され、3.5GHz帯の導入に向けた整備が迅速に行われることを希望します。</p> <p>また、今後、更なる3GPP仕様に変更が生じた際は、国際的な整合性を確保する観点から、速やかに技術基準に反映されることを希望いたします。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>3GPP仕様の変更は、これによって他の無線局に与える影響が従来より大きくなるものでないことが明らかな場合には、速やかに技術基準に反映してまいります。</p>
2	UQコミュニケーションズ株式会社	<p>今般の電波法施行規則の一部を改正する省令案等においては、第4世代移動通信システムの導入に関する内容に加え、LTE（FDD方式/TDD方式）と広帯域移動無線アクセスシステム（WiMAX R2.1AE/AXGP）の基地局の電波を同時に使用したキャリアアグリゲーションに関する規定が盛り込まれております。</p> <p>最新の第4世代移動通信システムや、異システムを用いたキャリアアグリゲーションが実現できることは、現状より高速のサービスを期待する日本のユーザーのニーズに応えるものであるとともに、同技術やサービスを日本が世界に先駆け実現できることは、日本のICT技術の高さをアピールできるなど、有益な面が多分にあることから、本省令改正案等については賛同致しますが、以下の点につきましてご配慮頂きたいと考えます。</p> <p>上記の異なるシステムでのキャリアアグリゲーションに係るサービスを実現する場合、同一筐体の端末（陸上移動局。以下、「端末」と記載します。）に異なるシステム搭載し、両システムを同時に利用することになります。</p> <p>この場合、LTEと広帯域移動無線アクセスシステムは使用する周波数が異なる</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>御意見を踏まえ、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局（中継を行うものを除く。）の空中線電力の許容偏差の下限値についても、携帯無線</p>

		<p>ることから、周波数の分離/合成のための回路構成が追加される可能性があり、その場合、同回路の影響を受け端末からの送信電力が低下することが想定されます。</p> <p>LTEを規定している無線設備規則の条項においては、複数周波数帯でのキャリアアグリゲーションを提供することを前提に、端末における複数周波数の分離/合成回路構成による損失を考慮し、送信電力に関する許容値（下限値）を改正する内容となっておりますが、広帯域移動無線アクセスシステムに関する無線設備規則の条項は従前のままとなっております。</p> <p>つきましては、今般の異なるシステムによるキャリアアグリゲーションに係る法令改正に合わせて、LTEで考慮した端末の送信電力の下限値を改正する対応について、広帯域移動無線アクセスシステムへも同様の追加法令修正して頂くことにつき、ご検討を頂きたいと考えます。</p>	<p>通信と同様の値に緩和する修正を行います。</p>
3	Wireless City Planning 株式会社	<p>無線設備規則第四十九条の六の九および十に規定される携帯無線通信（以下、携帯無線通信）と無線設備規則第四十九条の二十九に規定される広帯域無線移動無線アクセスシステム（以下、広帯域移動無線アクセス）とのシステム間のキャリアアグリゲーションが可能となる改正案は、弊社グループにとっても重要であり、早期の実現を希望します。</p> <p>グローバル規格では、複数の周波数帯を受信してキャリアアグリゲーションを実現する場合、陸上移動局ヘダイプレクサなどの追加素子が挿入されることによる無線回路の電力減衰に対応するため、空中線電力の許容偏差の下限値が緩和されています。</p> <p>今回の制度整備案においては、グローバル規格との整合性を確保する形で、無線設備規則第十四条にて、携帯無線通信の空中線電力の許容偏差の下限値は緩和されておりますが、さらに広帯域移動無線アクセスの許容偏差についても同様の値への改正を希望します。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>御意見を踏まえ、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局（中継を行うものを除く。）の空中線電力の許容偏差の下限値についても、携帯無線通信と同様の値に緩和する修正を行います。</p>
4	華為技術日本株式会社	<p>意見募集対象とされた省令案や告示案のうち、資料（別添3, 5, 16）には昨年7月末に一部答申された「第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)の技術条件」の検討結果が基本的に盛り込まれていて賛同するところですが、下記の点（別添5関係）についてお願いいたします。</p> <p>(1) 技術的条件として掲載された数字の一部については、昨年の一部答申案の数値にたいして見直しははかられたようにみえます。それらに変更された理由や背景について、できましたら簡単にご教示されたく存じます。次のような箇所です：</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘の箇所については、「第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)の技術条件」の一部答申（平成25年7月24日）後に変更された3GPP仕様を踏まえて、国際的な整合性を早期に確保する観点から技術基準に反映したものです。</p>

	<p>(別添5)：第六項</p> <p>2. 時分割複信方式をもちいるものの受信装置の「ブロッキング特性」の陸上移動局の、 表外(注2)の(1)ア、イ、ウの記述のなかで、 「基準感度より九デジベル高い希望波に対し、」とあるが、昨年の一部答申案では「基準感度より二デジベル高い希望波に対し、…」という内容であった箇所。</p> <p>1. 周波数分割複信方式、および2. 時分割複信方式のそれぞれをもちいるものの受信装置の「隣接チャンネル選択度」の基地局の特性、1, 2, 3, 4の記述のなかで、 「…、希望波の周波数から(+ -)xxxxMHz 離れた周波数において、…」とある xxxx の数値について各複信方式において16箇所、および、</p> <p>2. 時分割複信方式をもちいるものの受信装置の「隣接チャンネル選択度」の陸上移動局の特性、1, 2, 3, 4の記述の表外(注3)の(1)ア、イ、ウの記述のなかで、 「…、二の搬送波の合計受信電力より二五・五デシベル高い、…」とあるが、昨年一部答申案では「…、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い、…」という内容であった箇所。</p> <p>1. 周波数分割複信方式、および2. 時分割複信方式のそれぞれをもちいるものの受信装置の「相互変調特性」の基地局の特性、1, 2, 3, 4の記述のなかで、 「…、希望波の周波数から(+ -)xxxxMHz 及び(+ -)yyyyMHz(複号同順とする)離れた周波数において、…」とある xxxx と yyyy の数値について各複信方式において24箇所、および、</p> <p>2. 時分割複信方式をもちいるものの受信装置の「相互変調特性」の陸上移動局の特性、1, 2, 3, 4の記述の表外(注4)の(1)ア、イ、ウの記述のなかで、 「基準感度より九デジベル高い希望波に対し、」とあるが、昨年一部答申案では「基準感度より二デジベル高い希望波に対し、」という内容であった箇所。</p> <p>(2) 告示内の長文の一部分の記述表記についての提案となります。</p>	<p>他の告示においても同様の表現とし</p>
--	--	-------------------------

		<p>(別添5)：第六項</p> <p>2. 時分割複信方式をもちいるものの受信装置の「隣接チャンネル選択度」の陸上移動局の特性、1, 2, 3, 4の記述のなかで、</p> <p>「、、、離れた周波数において、基準感度より <u>xxxx デシベル高い帯域幅が五 MHz</u> の離れた妨害波を加えた場合において、、、」とされており、</p> <p>また表外(注3)の(1)ア、イ、ウ、、、キの記述のなかで、</p> <p>「、、、離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より <u>xxxx デシベル高い帯域幅が五 MHz</u> の離れた妨害波を加えた場合において、、、」とありますが、これらの文中では、例えば「、、、より <u>xxxx デシベル高い帯域幅五 MHz</u> の離れた妨害波を、、、」</p> <p>あるいは、「、、、より <u>xxxx デシベル高い五 MHz 帯域幅</u> の離れた妨害波を、、、」という記述にして読み易くする。</p>	<p>ています。したがって、原案のとおりとします。</p>
5	CTBメディア株式会社	<p>私共、CTBメディア株式会社は、地域BWAシステムを利用した地域サービスを現在提供しておりますが、現在意見募集中にある「地域BWAシステムの高度化等に係る制度整備案」により、今秋にも高度化方式(AXGP、WiMAX R2.1AE)が利用可能となるなど、これからの展開に注目しております。</p> <p>特に今後、より広帯域での高速な通信サービスの提供が必要になると予想しており、高度化方式により現行WiMAXの10MHz幅を上回る20MHz幅運用が可能となるだけでなく、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局とのキャリアアグリゲーションの実現に大きく期待するところです。</p> <p>その上で、「(チ)キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」について要望がございます。</p> <p>告示案では、全国BWA事業者が地域BWA帯(2,575~2,595MHz)を利用する「片方向」キャリアアグリゲーションについて制限を設けております。</p> <p>一方で、私共の想定する、地域BWA事業者が全国BWA帯(下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯)に求めるキャリアアグリゲーションでは、現在入手可能な無線局を用いた場合、実運用では基地局ハードウェアの一体運用が必要となるため、地域BWAだけがキャリアアグリゲーションを受けようとする「片側のみを切り離れた提供」は現実性がなく、設備の制約から調整・交渉がそもそも成り立ちません。</p> <p>従いまして、地域BWA事業者側が主体で、全国BWA帯を使用する無線局の免許人にキャリアアグリゲーション運用を申し入れる場合に支障となることのないよう、無線局設備の実態に即した告示案を要望いたします。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>「キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」に関する御意見については、平成26年6月10日から同年6月30日までの間実施された電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ案の意見募集における同懇談会の考え方は、以下のとおりとなっております。</p> <p>《地域BWA事業者が地域BWAの目的の範囲内で自らのサービスを提供するために全国BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うこと</p>

			<p>は、周波数の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てられるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しないと考えます。》</p> <p>本件制度整備案はこれを踏まえたものです。したがって、原案のとおりとします。</p>
6	株式会社嶺南ケーブルネットワーク	<p>私ども、株式会社嶺南ケーブルネットワークは、地域 BWA 制度制定以来、当該システムを地元自治体の運用する屋外防災放送設備の伝送路として利用するなど、地域公共サービスを提供しています。今般の改定では、このような地域 BWA の重要性に重点を置いて改定されたことは、今後、地域 I C T の発展及び地域の公共の福祉の増進に大きく寄与するものと考えます</p> <p>一方、一般向けには、地域で使用出来るモバイルサービスを提供しておりますが、エリア的にも通信速度も全国 BWA 事業者のサービスに対する競争力が乏しく、一般加入が伸びないことから、建設時の投資もさることながら、多大な保守運用コストが経営的に大きな負担となっています。このことが地域 BWA 事業者が発展してこなかった理由の一つと考えられます。</p> <p>更に、当該設備は既に収束期を迎え、経年的にも設備更新の必要が迫られていますが、その中で、隣接周波数帯を使用する全国 BWA 事業者との基地局ハードウェアの一体運用やキャリアアグリゲーションにより、多額の投資負担や運用コストの低減を図り、より高度なサービスを提供していくことが、今後も地域 BWA として存続していくための唯一の方策として現在検討しているところです。</p> <p>今回の告示案では、全国 BWA 事業者が地域 BWA 帯を利用するキャリアアグリゲーションについて制限が設けられておりますが、キャリアアグリゲーションを実現する場合には、基地局ハードウェアの一体運用が必要となり、現在入手可能な無線設備は、運用上、一方向のみのキャリアアグリゲーションは現実性がなく、設備の面からも全国 BWA 事業者キャリアアグリゲーション運用を申し入</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>「キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」に関する御意見については、No. 5 における総務省の考え方のとおりです。</p>

		<p>れる際の支障となるおそれがあります。</p> <p>既存の地域BWA事業者と全国BWA事業者が双方のもつ資源を有効に活用し協業することで、既存の地域BWA事業者が今後も地域BWA事業者として存続し「地域の公共の福祉の増進に寄与」出来るよう告示案を要望いたします。</p>	
7	株式会社ハートネットワーク	<p>弊社では、地域BWAサービスを展開しておりますが、現在意見募集中にある「地域BWAシステムの高度化等に係る制度整備案」により、今秋にも高度化方式（AXGP、WiMAX R2.1AE）が利用可能となるなど、これからの展開に注目しております。</p> <p>特に今後、より広帯域での高速な通信サービスの提供が必要になると予想され、高度化方式により現行WiMAXの10MHz幅を上回る20MHz幅運用が可能となるだけでなく、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局とのキャリアアグリゲーションの実現に大きく期待するところです。</p> <p>その上で、「(チ)キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」について要望がございます。</p> <p>告示案では、全国BWA事業者が地域BWA帯（2,575～2,595MHz）を利用する「片方向」キャリアアグリゲーションについて制限を設けております。</p> <p>一方で、弊社の想定する、地域BWA事業者が全国BWA帯（下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯）に求めるキャリアアグリゲーションでは、現在入手可能な無線局を用いた場合、実運用では基地局ハードウェアの一体運用が必要となるため、地域BWAだけがキャリアアグリゲーションを受けるような「片側のみを切り離れた提供」は現実性がなく、設備の制約から調整・交渉がそもそも成り立ちません。</p> <p>従いまして、地域BWA事業者側が主体で、全国BWA帯を使用する無線局の免許人にキャリアアグリゲーション運用を申し入れる場合に支障となることのないよう、無線局設備の実態に即した告示案を要望いたします。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>「キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」に関する御意見については、No.5における総務省の考え方のとおりです。</p>
8	株式会社ケーブル・ジョイ	<p>私共、株式会社ケーブル・ジョイは、地域BWAシステムを利用した地域サービスを現在計画しておりますが、現在意見募集中にある「地域BWAシステムの高度化等に係る制度整備案」により、今秋にも高度化方式（AXGP、WiMAX R2.1AE）が利用可能となるなど、これからの展開に注目しております。</p> <p>特に今後、より広帯域での高速な通信サービスの提供が必要になると予想され、高度化方式により現行WiMAXの10MHz幅を上回る20MHz幅運用が可能となるだけでなく、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局とのキャリアアグリゲーションの実現に大きく期待するところです。</p> <p>その上で、「(チ)キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」について要望がございます。</p> <p>告示案では、全国BWA事業者が地域BWA帯（2,575～2,595MHz）を利用する「片</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>「キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」に関する御意見については、No.</p>

		<p>方向」キャリアアグリゲーションについて制限を設けております。</p> <p>一方で、私共の想定する、地域 BWA 事業者が全国 BWA 帯（下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯）に求めるキャリアアグリゲーションでは、現在入手可能な無線局を用いた場合、実運用では基地局ハードウェアの一体運用が必要となるため、地域 BWA だけがキャリアアグリゲーションを受けるような「片側のみを切り離れた提供」は現実性がなく、設備の制約から調整・交渉がそもそも成り立ちません。</p> <p>従いまして、地域BWA事業者側が主体で、全国BWA帯を使用する無線局の免許人にキャリアアグリゲーション運用を申し入れる場合に支障となることのないよう、無線局設備の実態に即した告示案を要望いたします。</p>	<p>5における総務省の考え方のとおりです。</p>
9	宮崎ケーブルテレビ株式会社	<p>全国事業者が地域 BWA 帯域とのキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってもならないと定めるとありますが、地域事業者が全国事業者の帯域とのキャリアアグリゲーションを行うことと、全国事業者が地域事業者の帯域とのキャリアアグリゲーションを行うことを相互に行うことで両事業者共に相手方の帯域利用料を実効的に抑えることが可能であり、利用者へより利用しやすい料金でサービス提供が出来るものと考えます。</p> <p>また利用者側に利用しやすい料金で提供してもらうために、全国事業者と地域事業者の相互にキャリアアグリゲーションすることを検討していただきたい。</p> <p>なお、地域 BWA を普及させるためには、全国事業者が地域 BWA 帯域を利用してキャリアアグリゲーションを行うことを禁止するのではなく、公共サービスを提供することを義務付けてキャリアアグリゲーションを認めることで、地域福祉の向上をより一層促進することができると考えます。</p>	<p>「キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってもならない通信を定める告示案」に関する御意見については、No.5における総務省の考え方のとおりです。</p>
10	玉島テレビ放送株式会社	<p>私共、玉島テレビ放送は、地域 BWA システムを利用した地域サービスを現在計画しております。</p> <p>現在意見募集中にある「地域 BWA システムの高度化等に係る制度整備案」により、今秋にも高度化方式（AXGP、WiMAX R2.1AE）が利用可能となるなど、これからの展開に注目しております。</p> <p>特に今後、より広帯域での高速な通信サービスの提供が必要になると予想され、高度化方式により現行 WiMAX の 10MHz 幅を上回る 20MHz 幅運用が可能となるだけでなく、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局とのキャリアアグリゲーションの実現に大きく期待するところです。</p> <p>その上で、「(チ) キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってもならない通信を定める告示案」について要望がございます。</p> <p>告示案では、全国 BWA 事業者が地域 BWA 帯（2,575～2,595MHz）を利用する「片方向」キャリアアグリゲーションについて制限を設けております。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>「キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってもならない通信を定める告示案」に関する御意見については、No.</p>

		<p>一方で、私共の想定する、地域 BWA 事業者が全国 BWA 帯（下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯）に求めるキャリアアグリゲーションでは、現在入手可能な無線局を用いた場合、実運用では基地局ハードウェアの一体運用が必要となるため、地域 BWA だけがキャリアアグリゲーションを受けるような「片側のみを切り離れた提供」は現実性がなく、設備の制約から調整・交渉がそもそも成り立ちません。</p> <p>従いまして、地域BWA事業者側が主体で、全国BWA帯を使用する無線局の免許人にキャリアアグリゲーション運用を申し入れる場合に支障となることのないよう、無線局設備の実態に即した告示案を要望致します。</p>	5における総務省の考え方のとおりです。
11	株式会社帯広シティケーブル	<p>既存の BWA 免許エリアより広域なエリア（地域生活圏をカバーするエリア）に大容量なデータ通信を必要とする公共サービスを提供するためには、地域新 BWA 帯域（地域、全国事業者：公共サービスの実現に寄与する全国事業者）を相互にかつ効率的に活用することが必要と考えます。</p> <p>地域新BWA帯域において、自前だけでなく、他の事業者とも連携した協業方式として、公共サービスが地域生活圏の全域で公平に利用できるようにすることが必要と考えますので、地域と全国事業者間相互のキャリアアグリゲーションが必要と考えます。</p>	「キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」に関する御意見については、No.5における総務省の考え方のとおりです。
12	株式会社長崎ケーブルメディア	<p>地域バンド割当ての制度意義から、地域 BWA 帯域を利用し「地域公共の福祉の増進」を目的とした事業展開を検討しています。</p> <p>一方で全国 BWA 事業者が地域 BWA 帯域を利用したキャリアアグリゲーションを行ってはならない内容となり、相互帯域の利活用による大容量化や設備調達単価の低減効果、広域エリア展開への効果が望めなくなる事を懸念しております。</p> <p>相互帯域の利活用がより電波利用においては効率的であり、設備調達単価の低減にもつながり、ひいては「地域公共の福祉の増進」への効果もあがるのではないかと考えますので、禁止ではなく制度意義や「公共の福祉の増進」を目的とした条件や義務付けを課す事で利用を可能とするような制度整備を希望します。</p>	「キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」に関する御意見については、No.5における総務省の考え方のとおりです。
13	北上ケーブルテレビ株式会社	<p>(チ) キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案</p> <p>現在入手可能な無線局によるキャリアアグリゲーションでは、束ねる電波の基地局ハードウェアの一体運用が必要となるため、通常、双方から互いに電波の提供を受けることとなり、地域 BWA だけがキャリアアグリゲーションを受けるような「片側のみを切り離れた提供」は実運用では現実性がなく、設備の制約から両者間の調整・交渉が成り立ちません。</p> <p>地域 BWA 事業者側が主体で、全国 BWA 帯を使用する無線局の免許人にキャリア</p>	「キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」に関する御意見については、No.5における総務省の考え方のとおりです。

		<p>アグリゲーション運用を申し入れる場合に支障となることのないよう、無線局設備の実態に即した告示案をご検討いただくようお願い申し上げます。</p>	
14	株式会社上田ケーブルビジョン	<p>今回の電波法施行規則の一部を改正する省令案等に、意見を提出いたします。株式会社上田ケーブルビジョンは、地域 BWA システムを利用した地域サービスの提供を模索しておりますが、設備面、性能面の制約から、残念ながら提供拡大には至っておりません。</p> <p>意見募集されております「地域 BWA システムの高度化等に係る制度整備案」により、今秋にも高度化方式 (AXGP、WiMAX R2.1AE) が利用可能となるなど、今までの課題が払拭されることが期待でき、その展開に非常に注目しております。</p> <p>今後より広帯域での高速な通信サービス需要が拡大することが予想されます。システムの高度化により、現行 WiMAX の 10MHz 幅を上回る 20MHz 幅運用が可能となるだけでなく、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局とのキャリアアグリゲーションの実現に大きく期待するところです。</p> <p>その上で、「(チ) キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」について要望がございます。</p> <p>告示案では、全国 BWA 事業者が地域 BWA 帯 (2,575~2,595MHz) を利用する「片方向」キャリアアグリゲーションについて制限を設けております。</p> <p>一方、現在想定している地域 BWA 事業者が全国 BWA 事業者 (下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯) に求めるキャリアアグリゲーションでは、現在入手可能な無線局を用いた場合、実際の運用では、基地局ハードウェアの一体運用が必要となります。</p> <p>地域 BWA だけがキャリアアグリゲーションを受けるような「片側のみを切り離れた提供」は現実性がありませんし、設備の制約から調整・交渉が成り立ちません。</p> <p>従いまして、地域 BWA 事業者側が主体で、全国 BWA 帯を使用する無線局の免許人にキャリアアグリゲーション運用を申し入れる場合に支障となることのないよう、無線局設備の実態に即した告示案を要望いたします。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>「キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」に関する御意見については、No.5 における総務省の考え方のとおりです。</p>
15	個人	<p>キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信として、2.575~2.595GHz と他の通信を束ねてはならない、という告示を行うのには反対させていただきます。</p> <p>電波政策ビジョン懇談会においては地域 BWA と全国事業者とのキャリア・アグリゲーションはすべきでない、という話がありましたが、都市における通信状況は時々刻々と悪化しております。</p> <p>このため、このような制約を明文化して設けるのには反対します。</p>	<p>「キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案」に関する御意見については、No.5 における総務省の考え方のとおりです。</p>